

一般名処方について

当院で発行する処方箋では…
後発医薬品の使用促進・医薬品の安定供給に向け、
「**銘柄名処方**」ではなく
有効成分が同じ複数の医薬品から選択が出来る
『**一般名処方**』で記載をしております。

銘柄名処方・・・（商品名を用いて処方・調剤）

一般名処方・・・（有効成分が同じ医薬品を処方・調剤）

※医師の判断（患者様の体質等）で処方薬の変更が出来ない場合も
ございますので、予めご承知おきください。

長期収載品処方に係る特別の料金（選定療養費）について

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない
場合に患者様の希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、
後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者様の
自己負担となります。

ご理解ご協力の程、お願い申し上げます。

長期収載品・・・後発医薬品のある先発医薬品

※院外・院内処方の両方で適用されますが、入院患者様は対象外です。

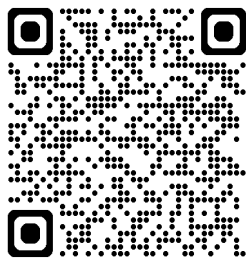
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

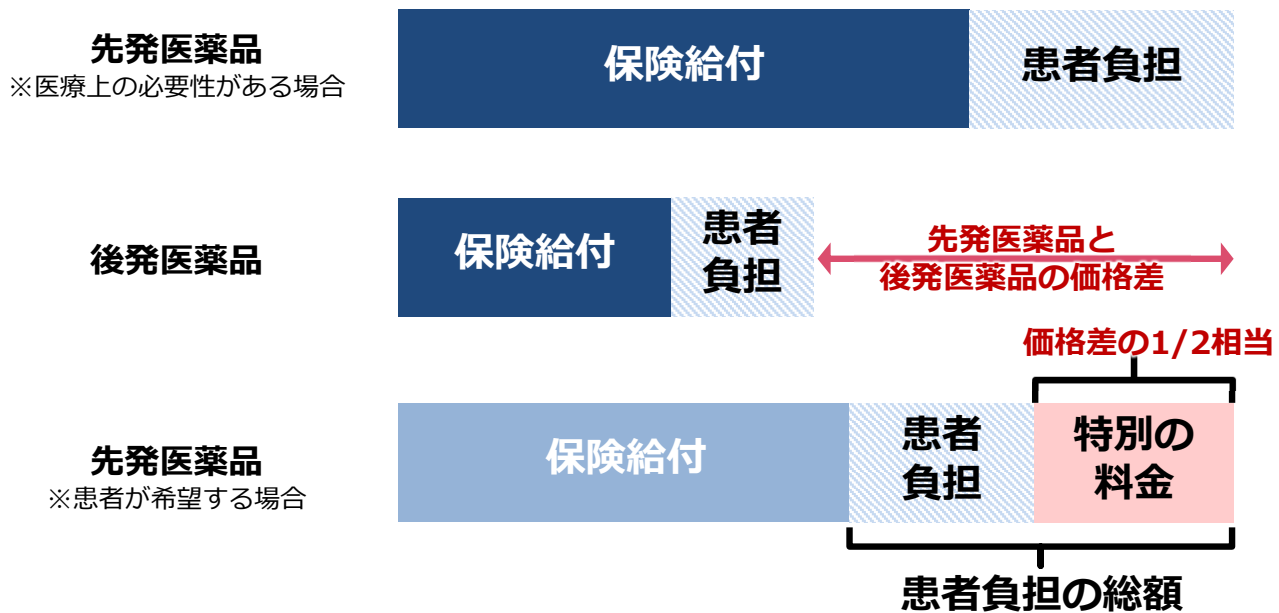
将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。令和8年6月から、後発医薬品の更なる使用促進に向けて、「特別の料金」を先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当とします。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

【後発医薬品・バイオ後続品の使用促進及び一般名処方に関するお知らせ】

戸田中央総合病院
院長 佐藤 信也

■地域支援・医薬品供給対応体制加算に係る取組について

当院では、厚生労働省の方針に基づき、患者さんへの適切な医療の提供及び医療保険制度の持続可能性の確保に資するため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）及びバイオ後続品（バイオシミラー）の使用促進に取り組んでおります。また、医薬品の供給不足等が発生した場合においても、適切な治療を継続できるよう、医薬品の供給状況を踏まえた対応体制を整備しております。医薬品の供給状況によっては、同一の有効成分を有する他の医薬品への変更や、治療計画の見直し等を行う場合があります。その際は、患者さんへ十分な説明を行ったうえで対応いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

■後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

後発医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許期間満了後に製造販売される医薬品で、先発医薬品と同じ有効成分を含み、品質・有効性・安全性が同等であることが確認された医薬品です。

開発費用が抑えられていることから、先発医薬品に比べて薬剤費を軽減できる特徴があります。

■バイオ後続品（バイオシミラー）について

バイオ後続品とは、先行バイオ医薬品の特許期間満了後に開発される医薬品であり、品質・有効性・安全性について先行バイオ医薬品と同等であることが確認された医薬品です。

当院では、患者さんの医療費負担の軽減や医療保険制度の維持に資するため、厚生労働省が承認したバイオ後続品の使用を推進しております。

■一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進及び医薬品の安定供給に向けた取組として、「一般名処方」を実施しております。一般名処方とは、お薬の商品名ではなく、有効成分の名称を処方箋に記載する方法です。一般名処方を行うことにより、医薬品の供給不足が発生した場合であっても、有効成分が同じ医薬品を選択しやすくなり、患者さんに必要な医薬品を安定的に提供しやすくなります。

また、後発医薬品がある医薬品について、医療上の必要性が認められないにもかかわらず、患者さんの希望により長期収載品（先発医薬品）を選択した場合には、後発医薬品との差額の一部（先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当の料金）について、選定療養として患者さんにご負担いただくことがあります。

当院では、医薬品の供給状況や長期収載品の選定療養制度について説明を行うとともに、一般名処方の趣旨をご理解いただけるよう努めております。

ご不明な点がございましたら、医師、薬剤師又は職員までお尋ねください。